

退職金運用プラン 退職金運用プラン年金ぶらす

平成 23 年 12 月 1 日現在

1.商品名(愛称)	・自由金利型定期預金(M型もしくは大口定期預金)					
	愛称: 退職金運用プラン	愛称: 退職金運用プラン年金ぶらす				
2.販売対象	・退職金のお受け取りから6ヶ月以内の個人の方を対象とします。	・退職金のお受け取りから6ヶ月以内の個人の方を対象とします。さらに、当金庫にて公的年金をお受け取りの方、またはお受け取りを開始する方。				
3.期間	・3ヶ月					
4.預入 (1)預入方法 (2)預入金額 (3)預入単位	<ul style="list-style-type: none"> 一括預入 自動継続(元金継続、元利金継続)のみ 100万円以上、退職金お受け取り金額まで(お取扱いは、1店舗に限らせていただきます) 1円単位 					
5.払戻方法	・満期日以後に一括して払戻します。					
6.利息 (1)適用金利 (2)利払方法 (3)計算方法	<ul style="list-style-type: none"> 固定金利 年1.80% 上記金利は当初3ヶ月(初回満期日まで)の適用とします。継続書替日以降は店頭表示のスーパー定期もしくは大口定期預金3ヶ月ものの金利を適用します。 満期日以後に一括して支払います。 付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算 	<ul style="list-style-type: none"> 固定金利 年1.90% 上乗せ金利は当初3ヶ月(初回満期日まで)の適用とします。継続書替日以降は店頭表示のスーパー定期もしくは大口定期預金3ヶ月ものの金利を適用します。 満期日以後に一括して支払います。 付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算 				
7.税金	・利息には2.0%(国税1.5%、地方税0.5%)の税金がかかります。(ただし、マル優の場合は除きます)					
8.手数料	—					
9.付加できる 特約事項	・マル優の取扱いができます。					
10.中途解約時の 取扱い	<p>・満期日前に解約する場合は、下表の預入期間に応じた中途解約利率および預入日から解約日の前日までの日数により計算した中途解約利息とともに支払います。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">約定期間</td> <td style="text-align: center;">3ヶ月もの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">預入期間 3ヶ月未満</td> <td style="text-align: center;">解約日の普通預金利率</td> </tr> </table> <p>(注)小数点第4位以下切り捨て</p>		約定期間	3ヶ月もの	預入期間 3ヶ月未満	解約日の普通預金利率
約定期間	3ヶ月もの					
預入期間 3ヶ月未満	解約日の普通預金利率					
11.ご確認させて いただく書類	<ul style="list-style-type: none"> お申込時に「退職所得の源泉徴収票」や「退職金支給明細書」など退職金のお受け取りを証明する書類および「退職金お受け取り口座の退職金ご入金を確認できる資料」をご提示いただきます。 「退職金運用プラン年金ぶらす」のお申込みの場合は、公的年金のお受け取りの手続き、またはお受け取りの開始を確認できる資料をご提出いただきます。 					
12.苦情処理措置・ 紛争解決措置	<p>苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはコンプライアンス統括部(9時~17時、電話:0278-23-4511)にお申し出ください。</p> <p>紛争解決措置 東京弁護士会(電話:03-3581-0031) 第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588) 第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター、並びに埼玉弁護士会(電話:048-710-5666)が設置運営する示談あっせん・仲裁センターで紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記コンプライアンス統括部または全国しんきん相談所(9~17時、電話:03-3517-5825) 関東地区しんきん相談所(9~17時、電話:03-5524-5671)にお申し出ください。</p>					
13.その他 参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> 満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。 取扱期間は、窓口へご照会ください。 預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。(当金庫に複数の預金等がある場合には、それらの元本を合計して預金者1人あたり1,000万円までとその利息等が保護されます) 					